

高 健 長 第 2 7 8 8 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

ケアプランセンター[]様
ケアプランセンター[]様
きょうと福祉倶楽部管理者 有田 和生様

高槻市健康福祉部長

公開質問状について (回答)

平素より、本市の介護保険行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
さて、12月8日付でいただきました公開質問状について、下記のとおり回答します。

記

質問事項

1. 高槻市は介護保険の「軽度者への福祉用具貸与」について独自の適用期間を定めています。
具体的に適正な貸与期間を判断する尺度を持たず、個人個人別に適用期間を定めた根拠はありますか？
2. だとするならば、基準が無いなか、ある人は半年、ある人は1年と適用期間に差ができることは行政の公平性が担保出来ないことになります。
そのような担当者の「さじ加減」で適用期間に差が出る運用に問題はありませんか？
問題がないとするならば、その根拠をお示し下さい。
4. 高槻市が国が示してもいない「独自の適用期間」を定めた理由をお示しください。

<回答>

軽度者への福祉用具の貸与については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十二年厚生省告示第十九号)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)において、その状態像から見て使用が想定しにくい種目は、原則保険給付として算定できないが、厚生労働省告示(平成27年厚生労働省告示第94号)で定める状態像に該当する場合は算定が可能とされ、その判断について定められています。

ご質問の適用期間につきましては、基準において「ウ また、アにかかわらず、次のi) からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、

その要否を判断することができる。」とされており、市町村が「要」と判断する期間については定められておりません。

軽度者が福祉用具を必要とされる理由は、例えば一時的な身体状況の悪化、慢性的疾患による影響など様々です。このことから一律に適用期間に関する基準を設けることは困難であり、本市においては、適切なケアマネジメントのもと適正な保険給付を行う観点から、「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」を提出いただき、その内容をもとに、個々の身体状況、福祉用具を必要としている理由、居宅サービス計画の長期目標・短期目標などの要素を勘案して、要介護等認定有効期間内で適用期間を定めています。

なお、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントのもと適正な保険給付を行うために適用期間を決定しているものであり、適用期間終了時において引き続き福祉用具の貸与が必要な場合は、改めて「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」を提出いただいております。

質問事項

3. 高槻市が独自に適用期間を定める運用について、厚生労働省の見解とは乖離があります。貴市の運用について疑義の照会行いましたか。

<回答>

厚生労働省は適用期間について、通知文書等での見解は示されておりましたが、今回ご質問いただいた点について、改めて厚生労働省に問い合わせたところ、適用期間については各市町村で判断するものという回答をいただいております、本市の運用についても疑義がないことを確認しております。

なお、軽度者への福祉用具貸与に関する制度運用について、より一層の周知に努めるなど、運用方法の改善に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市 健康福祉部 長寿介護課

電話：072-674-7167

FAX：072-674-7183

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001・老振発 0317001・老老発 0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

1 1 介護予防福祉用具貸与費

(2) 要支援 1 又は要支援 2 の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要支援 1 又は要支援 2 の者（以下②において「軽度者」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの②「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの③「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービスピス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、介護予防サービスピス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービスピス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実なる場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービスピス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、

頻繁に利用者等告示第88号において準用する第31号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第88号において準用する第31号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iv)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iv)の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る介護予防福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定介護予防支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入力することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定介護予防支援事業者がいない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入力すること。

頻繁に利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i)～iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii) の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る介護予防福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定介護予防支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第三の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定介護予防支援事業者がいない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入力すること。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

(例) パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例) がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

(例) ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入力することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入力すること。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

9 福祉用具貸与費

(2) 要介護 1 の者等に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護 1 の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護 1 の者に加え、要介護 2 及び要介護 3 の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第 31 号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護 1 の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護 1、要介護 2 及び要介護 3 の者をいう。以下②において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの（ロ）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（ロ）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の（イ）から（ロ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

厚生労働大臣が定める状態像		
対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3:できない」 下記※(参照)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3:できない」 基本調査1-3 「3:できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3:できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1:調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2:できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1:ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4:全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3:できない」 基本調査2-1 「3:一部介助」または「4:全介助」 下記※(参照)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4:全介助」 基本調査2-1 「4:全介助」

※ 該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサード担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。